

# 第129回定時株主総会 株主総会参考書類

## ■第1号議案 株式移転計画承認の件

株式会社リケンの最終事業年度（令和5年3月期）  
に係る計算書類等の内容

（第1号議案 別冊P44.「5. リケンに関する事項」）

（2022年4月1日から2023年3月31日まで）



日本ピストンリング株式会社

## (添付書類)

# 事業報告

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度(日本、インドは4月～3月、それ以外は1月～12月)における世界経済は、新型コロナウイルス感染拡大防止のための活動制限が緩和したことなどにより回復がみられたものの、地政学的リスクに起因する高インフレや米欧を中心とした政策金利の引き上げ等の影響もあり、弱含みでの推移となりました。

わが国においても、個人消費をはじめ経済活動は持ち直しの動きが見られたものの、原材料価格並びにエネルギー価格の高騰や為替相場の急激な変動等の影響により、景気回復に力強さは見られませんでした。

当社グループと関連の深い自動車産業につきましては、対前期比で自動車生産は増加したものの、依然として半導体の部品不足などにより、各国の自動車生産は本格的な回復には至りませんでした。

このような状況のなか、当連結会計年度における当社グループ売上高は、自動車生産台数の回復や円安による為替影響により86,382百万円(前期比10.2%増)の増収となりました。営業利益は、円安による増益効果はあったものの原材料費やエネルギー価格の高騰の影響等により4,676百万円(前期比8.7%減)となりました。経常利益は、海外の持分法適用会社の利益や受取保険金等が増加したことにより7,374百万円(前期比12.9%増)となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、減損損失が増加したこと等により4,318百万円(前期比0.3%減)に留まりました。

## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度に当社グループが実施しました設備投資の総額は2,878百万円であり、主なものは次のとおりであります。

### ① 当連結会計年度中に完成した主要設備

#### ・ 当社柏崎事業所

機械加工設備・表面処理設備の増設（自動車・産業機械部品事業）

#### ・ 当社熊谷事業所

機械加工設備・表面処理設備の増設（自動車・産業機械部品事業）

### ② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設、充実

#### ・ 当社柏崎事業所

機械加工設備・表面処理設備の増設（自動車・産業機械部品事業）

水素エンジンビジネス関連の研究開発設備（自動車・産業機械部品事業）

#### ・ 当社熊谷事業所

機械加工設備・表面処理設備の増設（自動車・産業機械部品事業）

新事業創出のための研究開発設備（その他）

#### ・ 株式会社リケンヒートテクノ

熱エンジニアリング関連製造設備（その他）

#### ・ 理研汽車配件（武漢）有限公司

機械加工設備の増設（自動車・産業機械部品事業）

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、特記すべき事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

2023年度世界経済は、物価上昇や金融セクターの混乱等の影響を受け低成長が見込まれています。コロナウイルスやサプライチェーンの混乱に起因する経済成長の停滞からは抜け出しつつあるものの、ロシアによるウクライナ侵攻、米中貿易摩擦といった地政学的リスクは依然として高く、世界経済の見通しには不透明性が残っています。

当社グループと関連の深い自動車産業は、電気自動車等環境対応車の増加や自動運転等の技術開発が進展するなど「100年に一度の大変革期」のなか、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で「社会の変容」が加速化、質的变化を伴いつつもグローバル市場が拡大すると予想しております。

世界的なカーボン・ニュートラルへの志向が高まり、環境対応車が増加し自動車の動力多様化も一層スピードアップしております。欧州中心に急速な盛り上がりを見せる脱炭素燃料等も現実的な選択肢となりつつあるなど、モビリティの脱炭素化はますます多様な発展段階に入りつつあるものと言えます。また、世界情勢の不安定化、地政学的リスクの高まりは、既存のサプライチェーンの脆弱性を浮き彫りにすると同時に、極端に偏在するレアメタルなど原材料の供給不安定性に大きな注目を集める要因ともなっています。こうした環境変化に加え、カーボン・ニュートラルを目指す上で指標となる二酸化炭素排出量削減のライフサイクルアセスメントによる評価見直しなど、自動車動力多様化は将来を予測し難い環境となりつつあります。

当社としては、想定される全てのシナリオを乗り越え社業を発展させていくために、引き続き「コア事業のコスト競争力強化」、「危機に対応した経営基盤再構築」と「非内燃機関の次世代コア事業・新製品の拡大」を進めていく方針です。

「コア事業のコスト競争力強化」では、ピストンリング等の既存エンジン部品で勝ち残るとともに、非自動車関連既存事業の拡大とコスト競争力強化を目指します。2020年代半ばまでは、エンジン周りを含め既存部品・製品のビジネスと利益の拡大、経営資源シフト、最適生産体制構築をキーワードに国内外投資を効率化します。その後2030年頃までは、日本国内・海外とも特にエンジン部品の増産投資は厳しく管理運営し、合理化投資及び省力化投資を推進していく所存です。

「危機に対応した経営基盤再構築」では、操業体制見直しや合理化・生産性の一層の向上など損益分岐点引下げに努めてまいります。そのために、聖域のない選択と集中など従来より踏み込んだ労務費・経費等固定費削減を継続し、DX（デジタル・トランスフォーメーション）による業務改革も一層進めていく方針です。「コア事業のコスト競争力強化」、「危機に対応した経営基盤再構築」を進めることで、既存事業のキャッシュフロー創出力を強化し、獲得したキャッシュを「非内燃機関の次世代コア事業・新製品の拡大」に向けた投資や、脱炭素社会の実現に向けた製造工程における温室効果ガス削減と環境性能に優れた製品開発へシフトしてまいります。

「非内燃機関の次世代コア事業・新製品の拡大」としては、自動車部品製造業に限らず他社と

の業務／資本提携・共同開発を推進しオープンイノベーションを追求すること、既存の非内燃機関事業分野周辺においてM&Aなども駆使しつつ垂直・水平展開を図ることで、主に次世代自動車向け新製品開発及び非自動車事業の創出・拡大を一層スピードアップしてまいります。そのために、既存事業に由来する「材料技術」「加工技術」「表面処理技術」等を次世代コア事業・新製品に向け転換するとともに、当社が開発を進めている「水素・e-Fuelなど次世代燃料を活用した新エンジンに関する技術」、当社グループが培ってきた「高機能樹脂や異種材接合に関する技術」「電波暗室・電波吸収体や新世代向けノイズ抑制シートを扱うEMC (Electromagnetic compatibility=電磁両立性) 技術」「工業用電気炉や高温帯域に対応した高機能電熱線等を扱う熱エンジニアリング技術」などを、自動車・モビリティの世界で潮流となっているCASEやカーボン・ニュートラルに対応した新製品に繋がる先進技術を大きく育てるべく、これら事業へ重点的な積極投資を進めてまいります。本年5月9日にはユビワ印ブランドとして知られている配管継手メーカーである日本継手株式会社が当社グループに加わりました。これにより非内燃機関売上高比率を一層向上させ、今後は既存の配管機器事業との相乗効果創出により更なる収益拡大にも努めてまいります。

また、2022年度に当社サーバーへの不正アクセスによる攻撃を受けたことで、ステークホルダーの皆様にご迷惑、ご心配をおかけした反省を踏まえ、強固なサイバーセキュリティ構築を進めており、これを維持向上させることで再発防止に努めてまいります。

こうした諸施策を進めていくことにより、当社の競争力を強化し、当社の企業価値を継続的に高めていくよう努めます。

最後に、当社と日本ピストンリング株式会社との経営統合につきまして、2022年7月27日の基本合意後、両社による協議・検討を進めてまいり、本年5月23日に経営統合契約書の締結及び株式移転計画書を作成致しました。

本株主總會でのご承認が得られることを前提として、共同株式移転の方式により、本年10月2日をもって両社の完全親会社となる「リケンNPR株式会社」を設立致します。

本経営統合により、両社経営リソースを統合・有効活用することで、自動車エンジン部品を核とする既存事業の収益力強化に加え、船舶・水素・新エネルギー事業・熱エンジニアリング・EMC事業・メタモールド（金属粉末射出成形部品）・医療機器・アキシアルギャップ型モータ（円盤状薄型高トルクモータ）等の非自動車エンジン部品領域において次なるコア事業・新製品創出により一層のスピード感をもって取り組み、両社独自技術を応用した特長ある機能部品・キーコンポーネントをグローバルに展開する全く新しいリーディングカンパニーに進化を遂げ、世界的なカーボン・ニュートラルの潮流に沿って企業価値の更なる向上を目指します。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第96期 (2019年度)	第97期 (2020年度)	第98期 (2021年度)	第99期 (2022年度) 【当連結会計年度】
売上高 (百万円)	84,530	69,720	78,372	86,382
経常利益 (百万円)	5,964	4,323	6,529	7,374
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	3,517	1,880	4,329	4,318
1株当たり当期純利益 (円)	355.26	189.05	433.47	431.60
総資産額 (百万円)	107,920	110,544	115,707	123,728
純資産額 (百万円)	75,905	80,142	87,082	94,983
1株当たり純資産額 (円)	7,059.13	7,507.92	8,109.98	8,810.30

### ② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第96期 (2019年度)	第97期 (2020年度)	第98期 (2021年度)	第99期 (2022年度) 【当事業年度】
売上高 (百万円)	53,414	46,099	51,080	51,909
経常利益 (百万円)	2,623	2,012	4,172	7,285
当期純利益 (百万円)	2,293	1,030	3,784	5,625
1株当たり当期純利益 (円)	231.63	103.58	378.84	562.27
総資産額 (百万円)	68,820	69,314	72,293	77,027
純資産額 (百万円)	42,616	44,627	47,869	53,272
1株当たり純資産額 (円)	4,280.02	4,487.84	4,775.90	5,295.07

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社及び関連会社の状況

重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社リケンキャストック	200百万円	100.0%	自動車用鋳造部品等の製造
株式会社リケン環境システム	100百万円	100.0%	電波暗室設備の製造
株式会社リケンヒートテクノ	30百万円	100.0%	電熱線及び工業炉の製造
P.T.パカルティリケン インドネシア	4,150百万ルピア	40.0%	自動車用鋳造部品等の製造
理研汽车配件（武漢）有限公司	19,000千米ドル	60.0%	自動車関連部品の製造
リケンメキシコ社	620百万ペソ	100.0%	自動車関連部品の製造
リケンオブアメリカ社	250千米ドル	100.0%	当社製品の北米地区の販売
ユーロリケン社	664千ユーロ	100.0%	当社製品の欧州地区の販売

(注) 出資比率は間接所有を含みます。





(9) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

当連結会計年度末従業員数	前連結会計年度末比増減
4,153 名	減 179 名

② 当社の従業員の状況

当事業年度末従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,206 名	減 28 名	42.6 歳	18.8 年

(10) 主要な借入先 (2023年3月31日現在)

借入先	借入金残高 (百万円)
株式会社みずほ銀行	3,150
株式会社三菱UFJ銀行	2,250
日本生命保険相互会社	1,760
株式会社第四北越銀行	1,250

## 2. 会社の株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 20,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 10,688,866株 (自己株式数646,482株を含む。)
- (3) 株主数 11,689名 (自己株式保有株主1名を含む。)
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	千株 982	% 9.78
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	486	4.84
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	428	4.27
株 式 会 社 第 四 北 越 銀 行	320	3.19
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	275	2.75
三井住友信託銀行株式会社	261	2.61
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	255	2.54
リ ケ ン 柏 崎 持 株 会	241	2.40
損 害 保 険 ジ ャ パ ン 株 式 会 社	190	1.89
株 式 会 社 プ ロ テ リ ア ル	177	1.76

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対し交付した株式の状況

当事業年度に交付した株式報酬の内容は次の通りです。

2023年2月28日付の取締役会において、譲渡制限付株式報酬として新株式発行を行うことについて、下記の通り決議いたしました。

取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)	22,700株	5名

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役の氏名等 (2023年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	伊藤 薫	取締役会議長、サステナビリティ委員会委員長
代表取締役社長	前川 泰則	CEO、COO、CIO（最高情報責任者）、CISO（最高情報セキュリティ責任者）
取締役	渡辺 孝栄	常務執行役員、CTO（最高技術責任者）、技術統括本部長、技術委員会委員長、品質保証担当、精機部品事業担当、熱エンジニアリング事業担当、EMC事業担当、熊谷事業所統括
取締役	大橋 尚	常務執行役員、グローバル調達担当、保全部担当、樹脂製品事業担当、素形材部品事業担当、船用・産業用事業担当、カムシャフト事業担当、柏崎事業所長
取締役	坂場 秀博	常務執行役員、経営管理本部長
社外取締役	平野 英治	メットライフ生命保険株式会社取締役副会長 株式会社NTTデータ社外取締役 いちよし証券株式会社社外取締役
社外取締役	田辺 孝二	東京工業大学名誉教授 イントロン・スペース株式会社取締役
取締役 (常勤監査等委員)	国元 晃	
社外取締役 (監査等委員)	岩村 修二	キャノン電子株式会社社外監査役 株式会社北海道銀行社外監査役 林兼産業株式会社社外取締役 T & K法律事務所所属弁護士
社外取締役 (監査等委員)	本多 修	株式会社栗本鐵工所社外監査役

- ※ 1. 社外取締役は、下記のとおりです。  
平野 英治  
田辺 孝二
- ※ 2. 社外取締役（監査等委員）は、下記のとおりです。  
岩村 修二  
本多 修
- ※ 3. メットライフ生命保険株式会社と当社との間には特別の関係はありません。
- ※ 4. 株式会社NTTデータと当社との間には特別の関係はありません。
- ※ 5. いちよし証券株式会社と当社との間には特別の関係はありません。
- ※ 6. 東京工業大学と当社との間には特別の関係はありません。
- ※ 7. イントロン・スペース株式会社と当社との間には特別の関係はありません。
- ※ 8. キヤノン電子株式会社と当社との間には特別の関係はありません。
- ※ 9. 株式会社北海道銀行と当社との間には特別の関係はありません。
- ※ 10. 林兼産業株式会社と当社との間には特別の関係はありません。
- ※ 11. T & K法律事務所と当社との間には特別の関係はありません。
- ※ 12. 株式会社栗本鐵工所と当社との間には特別の関係はありません。
- ※ 13. 当社と社外取締役平野英治氏、田辺孝二氏、社外取締役（監査等委員）岩村修二氏、本多修氏及び取締役（監査等委員）国元晃氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任に関し、法が定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。
- ※ 14. 当社は、取締役会以外の重要な会議への出席を継続的・実効的に行うなど、情報収集や監査の実効性を高めることを目的として、常勤の監査等委員を置いております。
- ※ 15. 当社は、平野英治氏、田辺孝二氏、岩村修二氏及び本多修氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員に選任しております。

## (2) 取締役の報酬等の額

### ①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

役員報酬に関して、2019年6月21日開催の株主総会において以下の決議がなされております。

当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は8名、監査等委員である取締役は3名です。

- ・取締役（監査等委員である取締役を除く。） 「年額400百万円以内（役員賞与を含む）」
- ・監査等委員である取締役 「年額60百万円以内」
- ・株式報酬（監査等委員である取締役、社外取締役を除く。） 「年額100百万円以内」

定款にて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は10名以内とし、監査等委員である取締役は5名以内と定めております。2023年3月31日現在、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名、監査等委員である取締役は3名です。

当社は、2021年3月24日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

#### a. 基本方針

当社の役員報酬制度においては、各役位に対して総報酬の基準額（以下、「基準総報酬額」という。）を定め、報酬額の各水準については、外部の報酬コンサルタントによる報酬調査結果における国内上場企業の中位をベンチマークとして、基準額水準の妥当性を指名・報酬委員会において毎年検証を行う。

基準総報酬額は、固定報酬と業績連動報酬である現金賞与と株式報酬により構成する。

なお、監査等委員である取締役および社外取締役ならびに年俸制をとる外国籍の取締役は、固定報酬のみの支給とする。

b. 報酬等（業績に連動しない金銭報酬）の額またはその算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

固定報酬（現金）は、役位に基づく基準総報酬額をベースに予め基準額を定め、月例で支給する。

c. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

短期業績連動報酬である現金賞与は、中期経営計画および単年度経営計画の連結経常利益額目標値を評価指標とする「会社業績評価」および各役員員の「個人業績評価」の結果算定される評価係数を、役位に基づく基準総報酬額をベースに予め定めた基準額に乗じることにより決定し、毎年、一定の時期に支給する。

<短期業績連動報酬支給額の算定式>

・現金賞与 = 現金賞与基準報酬額 × 会社業績評価係数 × 個人業績評価係数

非金銭報酬等として、株主との利益意識の共有と中長期での目標達成への動機づけを目的として、業績に基づき変動するインセンティブ報酬である株式報酬（譲渡制限付株式）を導入し、株式報酬（譲渡制限付株式）は、「譲渡制限期間」の異なる以下2種類を設定する。

①譲渡制限付株式Ⅰ型：2年間から5年間までの間で当社取締役会が定める期間

②譲渡制限付株式Ⅱ型：30年間

株式報酬（譲渡制限付株式）は、役位に基づく基準総報酬額をベースに予め基準額を定め、毎年、一定の時期に支給する。

d. 報酬等の種類ごとの割合の決定に関する方針

種類別報酬額比率は以下の通りとする。

役員区分	役員報酬の構成比				合計
	金銭報酬		株式報酬		
	固定報酬	短期業績連動		長期業績連動	
		賞与	株式Ⅰ	株式Ⅱ	
取締役	62%	13%	11%	14%	100%

(注) 1：社外取締役および監査等委員である取締役ならびに外国籍の取締役は除く。

(注) 2：この表は、業績連動報酬の支給額について、当社が定める基準額100%分を支給した場合のモデルであり当社の業績および株価の変動等に応じて上記割合も変動する。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の役員報酬については、取締役（監査等委員である者を除く。）と監査等委員である取締役を区別し、取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬は、指名・報酬委員会での審議のうえ取締役会にて決定し、監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員である取締役の協議にて決定する。

## ②当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等については、委員の過半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員会において審議し、同委員会の勧告に基づき取締役会において決議しております。

指名・報酬委員会は、審議にあたり、取締役の個人別の報酬等の内容について、業種及び当社における他の役職員の報酬の水準等を考慮するとともに、当該内容が決定方針に沿うものであるか整合性を含め検討を行っております。また、取締役会においても取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであるかを確認し、個別の報酬額について決定しております。

## ③当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	賞与	ストック・ オプション	譲渡制限付 株式報酬	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	247 (12)	150 (12)	38 (-)	- (-)	57 (-)	7 (2)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	34 (16)	34 (16)	- (-)	- (-)	- (-)	3 (2)
合計 (うち社外取締役)	281 (28)	185 (28)	38 (-)	- (-)	57 (-)	10 (4)

当該事業年度に係る役員賞与については次のとおりであり、上記報酬等の額に含まれておりません。

- ・2023年6月支給予定の役員賞与  
取締役42百万円 (うち社外一百万円)

当社役員報酬制度において、取締役報酬は、固定報酬としての月例報酬と、業績連動報酬(社外取締役および監査等委員である取締役を除く。)としての現金賞与と株式報酬(譲渡制限付株式)で構成されます。各役位に応じた固定報酬、現金賞与、株式報酬の金額は、各役位に対する総報酬の基準額をベースに予め基準額として定めております。

基準賞与額をベースに算定すると、固定報酬と業績連動報酬の比率は概ね6:4となります。

株式報酬（譲渡制限付株式）は、現在譲渡制限期間を2年間とする株式Ⅰ型、および譲渡制限期間を30年間とする株式Ⅱ型の、「譲渡制限期間」が異なる2種類を設定しております。株式Ⅰ型は短期業績連動報酬である現金賞与を補完し、かつ会社業績と株価への意識を高める目的で、また株式Ⅱ型は実際には当社役員が取締役および執行役員のいずれの地位からも退任した時点で制限解除するもので長期の業績連動報酬としての目的で、年1回支給しております。

現金賞与については、「会社業績評価」および各役員の「個人業績評価」の結果算定される評価係数を各役位の基準賞与額に乘じることにより決定されます。「会社業績評価」は、中期経営計画と単年度経営計画の連結経常利益額目標値を評価指標として、重大な事故・不祥事・特別損失等が発生した場合は、事態の重大性を勘案して基準賞与額を調整します。また「個人業績評価」は、重要三課題、定量目標、定性評価項目の達成度を基準に、経営への貢献度を5段階評価でCEOが総合評価を行います。連結経常利益額目標値を評価指標として選択した理由は、臨時的かつ一過性の損益項目である特別損益を除外した経常利益が、会社の実力を示す指標として適切と判断したためです。

2022年度の中期経営計画と単年度経営計画の連結経常利益額目標値は夫々6,000百万円と6,100百万円に対して、連結経常利益額実績は7,374百万円となり目標値を超えました。結果として、「会社業績評価」の評価係数は+30%となりました。



### (3) 社外役員に関する事項

平野取締役は、当事業年度に開催された取締役会19回のうち18回に出席いたしました。日本銀行、トヨタファイナンシャルサービス等における豊富な経験・識見を基に、主に国際金融・財務等に関する専門的見地から意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会2回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。

田辺取締役は、当事業年度に開催された取締役会19回の全てに出席いたしました。経済産業省、東京工業大学等における豊富な経験・識見を基に、主にイノベーションマネジメント及び技術経営に関する専門的見地から意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会2回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を果たしております。

岩村取締役（監査等委員）は、当事業年度に開催された取締役会19回のうち17回に、また、監査等委員会15回の全てに出席いたしました。検事や弁護士としての豊富な経験と識見、他社の監査役の経験等を基に、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会においても、当社の監査について適宜、必要な発言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会2回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を果たしております。

本多取締役（監査等委員）は、当事業年度に開催された取締役会19回の全てに、また、監査等委員会15回の全てに出席いたしました。金融機関における財務等に関する経験、他社の経営の経験・識見等を基に、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会においても、当社の監査について適宜、必要な発言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会2回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を果たしております。

#### (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に基づき、監査等委員である取締役を含む取締役全員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約（D&O保険契約）を保険会社との間で締結しています。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されます。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。なお、当該保険の保険料につきましては、取締役会の承認及び社外取締役の同意を踏まえ、会社負担としております。

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	88百万円
② 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	－百万円
③ 当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	88百万円

(注) 1. 当該金額について、当社の監査等委員会は、会計監査人から監査計画（監査方針、監査項目、監査予定時間等）の説明を受けた後、その内容及び報酬見積の額について、前期の実績評価を踏まえ、前期の計画と実績・報酬総額・時間当たり報酬単価等との比較検討及び経理部門の情報、見解の確認等を行い検討した結果、報酬等の額は妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社については、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社の監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断したときは、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任することになります。

また、当社の監査等委員会は、当社都合の場合若しくは会計監査人の適格性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められた場合、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該議案について決議するための株主総会の招集を決定することになります。

## 5. 株式会社の支配に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容、基本方針の実現に資する取組み及び「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」の内容は次のとおりであります。

＜当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針＞

### (1) 基本方針の内容

当社は、上場会社として、当社の株主の在り方について、株主は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えています。したがって、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応ずるかどうかの最終的な判断も、株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えます。また、大規模買付行為であっても、その目的等が当社の企業価値及び株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかし、株式の大規模買付行為等の中には、その目的等からみて株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、当社の取締役会や株主が買付内容について判断するための合理的に必要な時間や情報を提供しないもの等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのあるものもありえます。このような不適切な大規模買付行為等を行う者は、例外的に、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えます。

### (2) 基本方針の実現に資する取組み

当社では、多数の投資家の皆様に長期的に当社に投資を継続して頂くために、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、次の施策を実施しています。

これらの取組みは、上記(1)の基本方針の実現にも資するものと考えています。

＜経営理念及び中期経営計画の推進による企業価値向上＞

当社の創業は、1927年、当時の「理化学研究所」で発明されたピストンリングの製造法の事業化に始まり、以後ピストンリングを軸に、カムシャフトをはじめとした内燃機関部品、自動車や産業機械向けの鋳鉄部品、配管用機材、更には熱エンジニアリング事業、EMC事業など多岐にわたる製品を供給し、グローバルに事業を展開してまいりました。当社では、以下のグループ経営理念及び「顧客第一・法令遵守・基本重視・オープン・アクティブ・スピード」を行動指針として定め、中期経営計画、年度経営計画を展開し、お客様のグローバルな競争力強化に対応し、品質・技術・価格面での高い要求水準に適った製品の開発、販売に努めています。

## <経営理念>

- ・私たちは地球環境を守り、社会に貢献する企業市民であり続けます
- ・私たちは株主の資本を効率的に活用し、グローバルに企業価値を創造します
- ・私たちは知識の向上と技術の革新を心がけ、世界のお客様に感動を与える製品を提供します
- ・私たちは高い志と広い視野を持って、常に変革を遂げていきます

## <コーポレート・ガバナンス（企業統治）の充実による企業価値向上>

当社は、経済、環境、社会等の幅広い分野における責任を果たすことにより、継続的に企業価値を高めていくことを目指し、コーポレート・ガバナンスの確立を経営上の重要課題と位置付けています。

当社は、経営の意思決定及び監督機能と業務執行機能を分離するために、執行役員制度を導入しています。

また、当社は、取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスを一層充実させることを目的として、2019年6月より監査役会設置会社から「監査等委員会設置会社」へ移行しております。当社の監査等委員会は常勤である社内取締役1名と、独立性を有し中立・公正な立場を保持している社外取締役2名で構成され、取締役の職務執行に対する監査機能の強化を図っています。

加えて、2019年5月から、取締役等の指名及び報酬の決定に関する手続きの透明性及び客観性を確保することにより、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの更なる充実を図るために、任意の諮問機関として独立社外役員が委員の過半数を占める指名・報酬委員会を設置しています。

従来から経営機関（取締役会及び経営会議）の適切な運営に加え、具体的な取組みとしては内部統制システム整備に関する基本方針（取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備）に基づき、コンプライアンスの徹底やリスクマネジメントの充実をはじめとした企業の透明性、効率性、健全性の確保に取り組んでいます。

また、サステナビリティ委員会とコンプライアンス委員会を設置し、内部統制の強化とともに、環境活動や社会貢献活動、正確で適切な情報開示、CS（顧客満足）創造等の活動を当社グループ全体で統括し、更なるレベルアップを図っています。

### (3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるための取組みとして、2022年5月24日開催の当社取締役会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」（以下「本プラン」といいます。）の継続を決議し、2022年6月24日開催の第98回定時株主総会において、本プランの継続について承認を得ております。

本プランの対象となる当社株式の大規模買付行為とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券の買付行為をいい、こうした行為を行う者を「大規模買付者」といいます。

本プランにおける、大規模買付時の情報提供と検討時間の確保に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）は、①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して十分な情報を提供し、②必要情報の提供完了後、対価を現金のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合は最長60日間、またはその他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価・検討等の取締役会評価期間として設定し、取締役会評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。但し、対抗措置の内容について株主意識確認のための株主総会を開催する場合は、対抗措置の発動、不発動の手続きが完了するまでは、大規模買付行為は開始できません。

本プランにおいては、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。但し、大規模買付者が上記の大規模買付ルールを遵守しなかった場合、遵守しても当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断する場合には、必要かつ相当な範囲で新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款が定める検討可能な対抗措置をとることができます。

このように対抗措置をとる場合、その判断の合理性及び公正性を担保するために、取締役会是对抗措置の発動の判断に先立ち、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、または社外有識者から選任された委員で構成する独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は対抗措置の発動の是非について、取締役会評価期間内に勧告を行うものとします。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会の勧告に従います。

なお、本プランの有効期限は、2025年6月に開催される当社定時株主総会の終結の時までとします。本プランは、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

本プランの詳細につきましては、当社ウェブサイト (<https://www.riken.co.jp/>) をご参照ください。

#### (4) **上記取組みが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて**

上記(2)の当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みは、まさに基本方針に沿うものであり、上記(3)のとおり本プランの設計に際しては以下の点を十分考慮しており、本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

- 1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること
- 2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること
- 3) 株主意思を反映するものであること
- 4) 独立性の高い社外者の判断の重視
- 5) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

## **6. 剰余金の配当等の決定に関する方針**

当社の剰余金の配当につきましては、業績及び配当性向等を総合的に勘案し、中間配当及び期末配当の年2回、安定的な配当水準を維持することを基本方針と考えております。

内部留保資金につきましては、将来の事業成長のための投資及び財務体質の強化に活用してまいります。



## 連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>66,321</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>19,063</b>
現金及び預金	23,818	支払手形及び買掛金	9,881
受取手形、売掛金及び契約資産	21,962	1年内返済予定の長期借入金	3,000
商品及び製品	10,598	未払法人税等	512
仕掛品	3,649	賞与引当金	1,713
原材料及び貯蔵品	3,738	その他	3,956
その他	2,611	<b>固 定 負 債</b>	<b>9,681</b>
貸倒引当金	△57	長期借入金	7,000
<b>固 定 資 産</b>	<b>57,406</b>	退職給付に係る負債	1,293
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>26,135</b>	製品保証引当金	285
建物及び構築物	10,475	環境対策引当金	9
機械装置及び運搬具	10,329	その他	1,093
土地	2,514	<b>負 債 合 計</b>	<b>28,745</b>
建設仮勘定	1,830	<b>純 資 産 の 部</b>	
その他	985	<b>株 主 資 本</b>	<b>80,554</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>2,248</b>	資本金	8,627
リース資産	1,652	資本剰余金	7,178
その他	595	利益剰余金	67,644
<b>投資その他の資産</b>	<b>29,022</b>	自己株式	△2,896
投資有価証券	23,144	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>7,922</b>
繰延税金資産	1,205	その他有価証券評価差額金	1,908
退職給付に係る資産	3,576	繰延ヘッジ損益	10
保険積立金	61	為替換算調整勘定	3,474
その他	1,038	退職給付に係る調整累計額	2,529
貸倒引当金	△4	<b>新 株 予 約 権</b>	<b>97</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>123,728</b>	<b>非 支 配 株 主 持 分</b>	<b>6,409</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>94,983</b>
		<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>123,728</b>

## 連結損益計算書

(2022年4月1日から 2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		86,382
売上原価		69,138
売上総利益		17,244
販売費及び一般管理費		12,567
営業利益		4,676
営業外収益		
受取利息及び配当金	540	
持分法による投資利益	1,428	
為替差益	66	
生命保険配当金	160	
助成金収入	8	
受取保険金	600	
その他	205	3,010
営業外費用		
支払利息	111	
その他	201	312
経常利益		7,374
特別利益		
特定資産売却益	30	30
特別損失		
特定資産除却損失	69	
減損損失	539	
システム障害対応費用	145	
投資有価証券売却損	116	871
税金等調整前当期純利益		6,533
法人税、住民税及び事業税	1,571	
法人税等調整額	162	1,734
当期純利益		4,799
非支配株主に帰属する当期純利益		481
親会社株主に帰属する当期純利益		4,318



# 貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>39,869</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>16,618</b>
現金及び預金	12,374	支払手形	3,433
受取手形	2,896	買掛金	4,022
売掛金	13,870	1年内返済予定の長期借入金	3,000
商品及び製品	4,176	リース債務	23
材料及び貯蔵品	1,222	未払金	248
仕掛品	2,284	未払費用	965
前払費用	201	未払法人税等	79
関係会社短期貸付金	913	預り金	3,136
未収還付法人税	418	賞与引当金	1,040
その他の金	1,777	備関係支払手形	614
貸倒引当金	△267	その他	53
<b>固 定 資 産</b>	<b>37,158</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>7,137</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>12,739</b>	長期借入金	7,000
建物	6,057	リース債務	57
構築物	572	環境対策引当金	9
機械及び装置	3,726	その他	70
車両運搬具	14		
工具、器具及び備品	322	<b>負 債 合 計</b>	<b>23,755</b>
土地	1,158	<b>純 資 産 の 部</b>	
リース資産	102	<b>株 主 資 本</b>	<b>51,319</b>
建設仮勘定	785	資本金	8,627
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>2,065</b>	資本剰余金	6,658
借地権	30	資本準備金	6,658
ソフトウェア	222	利益剰余金	38,929
ソフトウェア仮勘定	142	利益準備金	1,457
リース資産	1,652	その他利益剰余金	37,471
その他	16	配当引当金	4,000
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>22,353</b>	海外事業積立金	10,000
投資有価証券	11,932	圧縮記帳積立金	10
関係会社株	6,172	買換資産圧縮積立金	31
関係会社出資	2,560	別途積立金	5,500
繰延税金資産	1,090	繰越利益剰余金	17,929
前払年金費用	272	<b>自 己 株 式</b>	<b>△2,896</b>
保険積立金	51	評価・換算差額等	1,855
その他	276	その他有価証券評価差額金	1,844
貸倒引当金	△4	繰延ヘッジ損益	11
<b>資 産 合 計</b>	<b>77,027</b>	<b>新 株 予 約 権</b>	<b>97</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>53,272</b>
		<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>77,027</b>

# 損益計算書

(2022年4月1日から 2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	51,909
売上原価	41,762
売上総利益	10,146
販売費及び一般管理費	8,745
営業利益	1,401
営業外収益	
受取利息	27
受取配当金	5,124
生命保険配当金	148
為替差益	68
受取保険金	600
その他	129
営業外費用	
支払利息	94
その他	119
経常利益	7,285
特別利益	
固定資産売却益	16
特別損失	
固定資産除却損	40
減損損失	154
システム障害対応費用	138
投資有価証券売却損	116
関係会社貸倒引当金繰入額	138
税引前当期純利益	6,713
法人税、住民税及び事業税	697
法人税等調整額	390
当期純利益	5,625

## 連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

### 独立監査人の監査報告書

2023年5月22日

株式会社 リケン  
取締役会 御中

#### 有限責任監査法人トーマツ 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	井出正弘
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	杉浦野衣
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石川慶

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社リケンの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リケン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2023年5月22日

株式会社 リケン  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	井出正弘
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	杉浦野衣
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石川慶

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社リケンの2022年4月1日から2023年3月31日までの第99期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第99期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

- 一 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門及びその他内部統制所管部門と連携の上、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、特に監査重点項目やインシデント対応等では必要に応じて説明を求め、個別会議等に出席し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、国内外の子会社については、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査しました。
- 二 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- 三 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、有限責任監査法人トーマツと協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項はありません。  
尚、事業報告に記載の通り、当社において発生したサイバーインシデントの対応において、監査等委員会は、当社が原因調査・分析に基づき、セキュリティ強化と緊急対応体制の再構築による再発防止策を実施していることを確認しました。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### 3. 後発事象

2022年11月4日に開催した取締役会において、JFE継手株式会社の株式を取得し、JFE継手株式会社を子会社化することを決議し、同日付けで締結した株式譲渡契約に基づき、2023年5月9日に同社株式の譲渡が完了しました。

2023年5月22日

株式会社 リ ケ ン 監査等委員会

常勤監査等委員 国 元 晃 ㊟

監査等委員 岩 村 修 二 ㊟

監査等委員 本 多 修 ㊟

(注) 監査等委員岩村修二及び本多修は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上